

技 第 365 号の 4
令和 2 年 7 月 10 日

一般社団法人 新潟県建設業協会会長 様
一般社団法人 新潟電設業協会会長 様
一般社団法人 新潟県空調衛生工事業協会会長 様
新潟県電気工事工業組合理事長 様

新潟県土木部技術管理課長

営繕工事における週休 2 日促進工事試行実施要領の改定について（通知）

建設業の働き方改革を推進する観点から、「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施について（通知）」（平成 30 年 12 月 17 日付け技第 450 号）により、営繕工事における週休 2 日促進工事を実施してきたところです。

このたび、国土交通省がこれまでの取組を踏まえて、実施要領を改定したことを受け、当部でも週休 2 日の取組をさらに促進するため「営繕工事における週休 2 日促進工事試行実施要領」を別添のとおり改定し、令和 2 年 7 月 20 日以降の公告又は指名通知を行う工事から適用することとします。

なお、土木工事についても要領を改定しますが、別途通知します。

担当：新潟県土木部技術管理課

技術管理班 政策企画員 近藤

TEL 025-280-5391 FAX 025-283-0807

E-Mail kondo.masaki@pref.niigata.lg.jp

受付

2.7.13

一般社団法人
新潟電設業協会

営繕工事における週休 2 日促進工事試行実施要領

(新潟県土木部)

1. 目的

本要領は、営繕工事における週休 2 日の取組において労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休 2 日を促進することを目的とする。

2. 用語の定義

(1) 週休 2 日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業がない状態をいう。

(5) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 対象工事

令和 2 年 7 月 20 日以降に公告又は指名通知を行う営繕工事に適用する。ただし、発注者が週休 2 日促進工事に適さないと判断した工事は除外する。

4. 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

①発注者指定方式

発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する方式（設計書に別紙 1（「週休 2 日促進工事（発注者指定方式）」特記仕様書）を添付する。）

②受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して週休 2 日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（設計書に別紙 2（「週休 2 日促進工事（受注者希望方式）」特記仕様書）を添付する。）

5. 積算方法等

(1) 補正方法

建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4週8休以上の現場閉所（現場休息）による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、受注者希望方式においては、4週6休以上の現場閉所（現場休息）について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととする。

週休2日促進工事において、以下の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する（市場単価等の補正率は、平成30年3月20日付け国営積第20号、大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知における「現場閉所」を「現場閉所（現場休息）」と読み替えて準用する（別添1））。

①4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）

1. 05

②4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率25%（7日/28日）以上28.5%未満）

1. 03

③4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率21.4%（6日/28日）以上25%未満）

1. 01

(2) 積算及び変更方法

①発注者指定方式

当初の予定価格から、4週8休以上を前提に、（1）①により労務費を補正し工事費を積算する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、建設工事請負基準約款第25条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。その際、4週6休以上であっても、（1）②及び③の補正は考慮しない。

②受注者希望方式

4週8休以上を前提に、（1）①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の状況を確認後、4週8休に満たないものはその達成状況に応じて、労務費の補正係数を（1）②又は③に変更して工事費を積算し、建設工事請負基準約款第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。また、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6. 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

①工事着手前

- ・監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

- ・「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休憩等の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

②工事着手後

- ・監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休憩）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休憩）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休憩）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休憩）日数を確認する。
- ・受注者は、監督員による現場閉所（現場休憩）の状況の確認のため「実施工程表」等に「現場閉所（現場休憩）日」を記載し、監督員に提出する。

③その他留意事項

- ・現場閉所（現場休憩）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督員は、現場閉所（現場休憩）の前日などに、現場閉所（現場休憩）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- ・監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休憩の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

（2）週休2日促進工事の見える化

受注者は、週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

（3）アンケート調査の実施

発注者は、週休2日促進工事を実施する場合は、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するとともに、工事完成日時点で受注者へアンケート調査（別添2）を実施し、技術管理課へメールで提出する。

（4）工事成績評定

土木部請負工事成績評定実施要領において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合は従来と同様に適切に評価する。

(別紙1)

「週休2日促進工事（発注者指定方式）」特記仕様書

本工事は、新潟県「週休2日促進工事」の試行対象案件である。

受注者は、受注後速やかに『営繕工事における週休2日促進工事試行実施要領』に基づき、工事着手前に週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」（分離発注工事の場合は「現場閉所（現場休息）の予定日」）を記載した「実施工程表」等を作成し監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。

工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

その他詳細は、試行実施要領を確認すること。

試行実施要領は、新潟県ホームページから入手できる。

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1356857978573.html>)

(別紙2)

「週休2日促進工事（受注者希望方式）」特記仕様書

本工事は、新潟県「週休2日促進工事」の試行対象案件で、『營繕工事における週休2日促進工事試行実施要領』に規定する「4週8休以上」を前提に補正係数1.05により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、週休2日の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、その達成状況に応じて労務費を補正し、請負代金額を変更する。

受注者は、受注後速やかに「週休2日促進工事」希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

協議により試行する場合は、『營繕工事における週休2日促進工事試行実施要領』に基づき行うものとする。

その他詳細は、試行実施要領を確認すること。

試行実施要領は、新潟県ホームページから入手できる。
(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1356857978573.html>)

Q & A

週休 2 日促進工事（営繕工事）について

(令和2年7月20日時点)

質 問	回 答
全ての発注工事を対象とするのか。	原則として、平成31年1月4日以降に公告又は指名通知を行う全ての営繕工事で適用しますが、当該工事固有の条件（完成時期の制約があるなど）により対応が困難な工事は対象外とする場合があります。
営繕工事の週休2日促進工事では、技術者は対象とならないのか。	技術者は対象外です。工事現場のみ対象とします。
社内就業規則により週休2日を達成できない場合はどうするのか。	社内就業規則に関わらず、工事現場について週休2日相当の現場閉所（現場休息）率の達成状況により判断します。
受注者希望方式で希望した工事が週休2日を達成できなかった場合、工事成績評定は減点されるのか。	工事完成時に現場閉所（現場休息）率の達成状況により成績評定しますが、減点されることはありません。
工程上、土日続けて休む事が難しい場合はどうすればいいのか。	週休2日促進工事の達成状況は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間における現場閉所（現場休息）率で判断します。よって、土日続けて現場閉所（現場休息）できなかつた場合は、平日に代休を取ることで週休2日相当の現場閉所（現場休息）率を達成してください。
豪雪地域の工事現場では、降雪状況により週休2日を達成することが難しいのではないか。	当日の現場作業が除雪のみの場合は、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間としてカウントできますので、県の工事監督員にご相談ください。 (受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は、対象期間から除く事ができます。)
見積単価は補正係数による補正の対象とならないのか。	週休2日促進工事において、見積単価は既に週休2日を前提とした単価を採用しているため、補正の対象外とします。
工事完成までの間に、前払いや部分払い等で既に支払いを受けた工事費についても補正の対象となるのか。	工事完成時の現場閉所（現場休息）率により設計変更します。前払いや部分払い等にかかる部分も、設計変更の対象となります。

入札時に、「発注者指定型」と「受注者希望型」はどの書類に記載されているのか。	特記仕様書に「発注者指定型」または「受注者希望型」が記載されています。(試行実施要領「別紙1」「別紙2」参照)
令和2年7月20日以前の契約工事で令和2年7月20日以降も継続して施工する工事については、改定後の試行実施要領が適用されるのか。	令和2年7月20日以降に公告又は指名通知を行う営繕工事のみ、改定後の試行実施要領が適用されます。

當緒工事における週休2日促進工事試行実施要領 新旧対照表

改 定	當緒工事における週休2日促進工事試行実施要領 (新潟県土木部)	現 行
1. 目的 (略)	1. 目的 (略)	1. 営繕工事における週休2日促進工事試行実施要領 (新潟県土木部)
2. 用語の定義	2. 用語の定義	2. 用語の定義
(1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。	(1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。	(1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
(2)、(3) (略)	(2)、(3) (略)	(2)、(3) (略)
(4) 現場休息	(4) 現場休息	(4) 現場休息 (新設)
分離発注工事の場合に、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がなしう状態をいう。	分離発注工事の場合に、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がなしう状態をいう。	分離発注工事の場合に、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がなしう状態をいう。
(5) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。	(5) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。	(5) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。	なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。	なお、現場閉所率の算出において、現場閉所の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
3. 対象工事 令和2年7月20日以降に公告又は指名通知を行う當緒工事に適用する。ただし、発注者が週休2日促進工事に適さないと判断した工事は除外する。	3. 対象工事 平成31年1月4日以降に公告又は指名通知を行う當緒工事に適用する。ただし、発注者が週休2日促進工事に適さないと判断した工事は除外する。	3. 対象工事 平成31年1月4日以降に公告又は指名通知を行う當緒工事に適用する。ただし、発注者が週休2日促進工事に適さないと認めた工事は除外する。
4. 発注方式	4. 発注方式	4. 発注方式
次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。また、分離発注で受注者希望方式を選択する場合、契約後に全ての工事の受注者が合意した上で実施する。	次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。また、分離発注で受注者希望方式を選択する場合、契約後に全ての工事の受注者が合意した上で実施する。	次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。また、分離発注で受注者希望方式を選択する場合、契約後に全ての工事の受注者が合意した上で実施する。

①、②（略）

5. 積算方法等

(1) 補正方法

建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能な環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4週8休以上の現場閉所（現場休息）による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、受注者希望方式に応じては、4週6休以上の現場閉所（現場休息）について、状況に応じた補正系数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととする。

週休2日促進工事において、以下の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正系数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算）に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する（市場単価等の補正率は、平成30年3月20日付け国営第20号、大臣官房官房官員部計画課長企画調整室長通知における「現場閉所」を「現場閉所（現場休息）」と読み替えて準用する（別添1））。

① 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）

1. 0 5

② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率25%（7日/28日）以上28.5%未満）

1. 0 3

③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率21.4%（6日/28日）以上25%未満）

1. 0 1

(2) 積算及び変更方法

①発注者指定方式

当初の予定価格から、4週8休以上を前提に、（1）①により労務費を補正し工事費を積算する。
現場閉所（現場休息）の造成状況を確認し、4週8休に満たない場合、建設工事請負基準約款第25条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。その際、4週6休以上であっても、（1）②及び③の補正は考慮しない。

①、②（略）

5. 積算方法等

(1) 補正方法

建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4週8休以上の現場閉所による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、受注者希望方式においては、4週6休以上の現場閉所について、状況に応じた補正系数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととする。

週休2日促進工事において、以下の①から③までの現場閉所の状況に応じた補正系数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算）に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する（市場単価等の補正率は、平成30年3月20日付け国営第20号、大臣官房官房官員部計画課長企画調整室長通知における「現場閉所」を「現場閉所（現場休息）」と読み替えて準用する（別添1））。

① 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）

1. 0 5

② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）

1. 0 3

③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）

1. 0 1

(2) 積算及び変更方法

①発注者指定方式

当初の予定価格から、4週8休以上を前提に、（1）①により労務費を補正し工事費を積算する。

現場閉所（現場休息）の造成状況を確認し、4週8休に満たない場合、建設工事請負基準約款第25条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。その際、4週6休以上であっても、（1）②及び③の補正は考慮しない。

<p>②受注者希望方式</p> <p>4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。</p>	<p>現場閉所（現場休息）の状況を確認後、(1)①から③までの現場閉所の状況に応じて、労務費を補正し工事費を積算し、建設工事請負基準料款第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。</p> <p>なお、4週6休に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことに協議が整わなかつた場合（受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、変更の対象としない。</p>	<p>6. 現場閉所（現場休息）の確認方法等</p> <p>(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法</p> <p>①工事着手前</p> <ul style="list-style-type: none"> 監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。 （新設） <p>②工事着手後</p> <ul style="list-style-type: none"> 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所予定期間」の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者により受領し、現場閉所の状況を確認する。 監督員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所の状況を確認する。 受注者は、監督員による現場閉所の状況の確認のため「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、監督員に提出する。
--	---	---

<p>③その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場開所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。 ・監督員は、現場開所（現場休息）の前日などに、現場開所（現場休息）の日には作業が発生するような指示等は行わないよう配慮する。 ・（同右） ・監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。 ・（2）～（4）（略） 	<p>③その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場開所の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。 ・監督員は、現場開所の前日などに、現場開所中の作業が発生するような指示等は行わないよう配慮する。 ・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。 ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。 <p>（新設）</p> <p>（別紙1）</p> <p>「週休2日促進工事（発注者指定方式）特記仕様書</p>
<p>本工事は、新潟県「週休2日促進工事」の試行対象案件である。</p> <p>受注者は、受注後速やかに『營繕工事における週休2日促進工事試行実施要領』に基づき、工事着手前に週休2日の取得計画が確認できる「現場開所予定日」（分離発注工事の場合は「現場開所（現場休息）の予定日」）を記載した「実施工程表」等を作成し監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。</p> <p>工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。</p>	<p>本工事は、新潟県「週休2日促進工事」の試行対象案件である。</p> <p>受注者は、受注後速やかに『營繕工事における週休2日促進工事試行実施要領』に基づき、工事着手前に週休2日の取得計画が確認できる「現場開所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。</p> <p>工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。</p>

<p>その他詳細は、試行実施要領を確認すること。</p> <p>試行実施要領は、新潟県ホームページから入手できる。</p>	<p>その他詳細は、試行実施要領を確認すること。</p> <p>試行実施要領は、新潟県ホームページから入手できる。</p> <p>(別紙2)</p> <p>「週休2日促進工事（受注者希望方式）特記仕様書</p> <p>本工事は、新潟県「週休2日促進工事」の試行対象案件で、『常緒工事における週休2日促進工事実施要領』に規定する「4週8休以上」を前提に補正系数1.05により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の基準価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、週休2日の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、その達成状況に応じて労務費を補正し、請負代金額を変更する。</p> <p>受注者は、受注後速やかに「週休2日促進工事」希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。</p> <p>協議により試行する場合は、『常緒工事における週休2日促進工事試行実施要領』に基づき行うものとする。</p> <p>その他詳細は、試行実施要領を確認すること。</p> <p>試行実施要領は、新潟県ホームページから入手できる。</p>
---	---